

特集 ● 歴史的岐路に立つ生存権と社会保障

社会保障の財源をどこに求めるか

垣内 亮

本稿の課題は、今後いつそう増大することが見込まれる社会保障の財源を、どのようにしたら確保できるかを明らかにすることである。まず、現在の安倍政権がどのような路線を進めようとしているのかを見ていこう。

1 消費税増税と社会保障削減を同時に推進する安倍政権

2012年8月制定の「社会保障制度改革推進法」には、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てる」と書かれている。

これは、社会保障財源はもっぱら消費税でまかなうという宣言にほかならない。消費税は、強い逆進性を持ち、「公平性」とは程遠い税である。また、後述するように、ヨーロッパなどをみても、「社会保障財源をもっぱら消費税（付加価値税）に求める」などという国はなく、日本だけの特異な制度といわなければならない。

これまで、消費税増税と社会保障削減は、巧妙に組み合わせられ、相乗的に推進されてきた。大平内閣が大型間接税の導入をめざし、79年の総選挙に負けて失敗すると、80年代には「増税なき財政再建」を旗印とした「臨調行革路線」のもとで、社会保障の削減が進められた。その後、「社会保障のため」ということを口実に、消費税の創設と増税が強行された。小泉内閣では、首相が「任期中には消費税増税は行わない」と宣言す

る一方で、「そのかわりに歳出削減が必要だ」として、社会保障予算の自然増を国費ベースで毎年2200億円削減する予算編成を続けた。この結果、「医療崩壊」「介護難民」などの言葉が生まれるほど、社会保障の荒廃が広がった。

民主党政権の時期には、こうした社会保障予算の削減には一定の歯止めがかけられたが、そのかわりに、当初のマニフェストにはなかった消費税増税が打ち出され、これが強行された。

このように、消費税増税と社会保障費削減のどちらかが、時々の情勢に応じて強調され、交互に推進される形で推進されてきた。鋸の歯は、交互に違う方向を向く構造によって、押しでも引いても切れるように工夫されている。鋸の歯と同様に、押したり（消費税増税）、引いたり（社会保障削減）して、制度改革が進められてきたのだ。鋸と違うのは、切られるのが材木ではなく、国民の生命と暮らしだったということだ。

安倍政権の場合は、さらに悪質だ。「社会保障のため」といって消費税を増税した直後だというのに、今年の「骨太の方針」では、社会保障を「歳出改革の重点分野」と位置づけ、その抑制を打ち出した。これは、小泉内閣時代の社会保障削減路線を復活するものにほかならない。しかも、消費税増税の方も法律は成立したとはいえ、まだ完全実施されたわけではない。税率10%への増税は1年半先送りされ、2017年4月に実施されることになっている。したがって、今後数年の間

に、消費税増税と社会保障費削減が同時に実施されていくことになる。安倍政権は2本の鋸で同時に国民を痛めつけようとしているのである。

こうした情勢のもとで、国民の運動も、単に消費税増税に反対するだけでも、社会保障改悪に反対するだけでなく、それを有機的に結合して展開される必要があるだろう。そうしてこそ、「社会保障を充実したいなら消

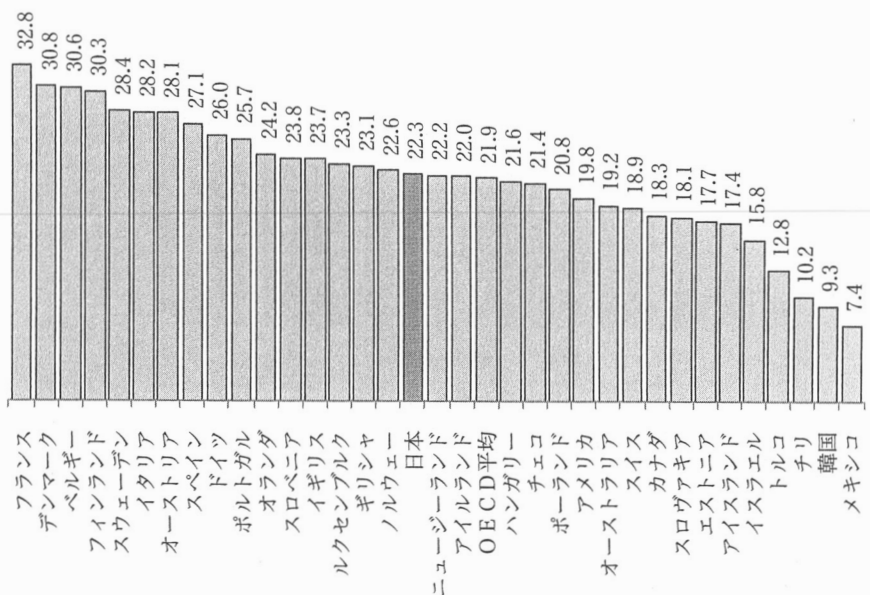
費税増税が必要だ」「増税に反対なら社会保障を削減されても文句をいうな」という攻撃に対して、有効な反撃が可能となる。こうした運動のためにも、消費税に頼らない社会保障の財源確保の道を明らかにすることが重要になっている。

2 ユーロッパとの比較で社会保障財源の可能性を考える

社会保障について考える際、ヨーロッパが比較対象としてあげられることが多い。もちろん、国や制度によって例外もあるだろうが、総体的にみれば、日本に比べヨーロッパでは社会保障予算が充実しているといえる。(図1)のように、日本の「公的社会支出」はヨーロッパの多くの国に比べて低く、日本の社会保障費が「多すぎる」という議論が正しくないことは明らかだ。

政府は、社会保障予算が財政赤字の主要な原因であるかのように描き出すことによって、その削減を進めようとしている。しかし、問題は、日本の社会保障費が「多すぎる」ことではなく、必要

図1 公的社会支出／GDPの国際比較



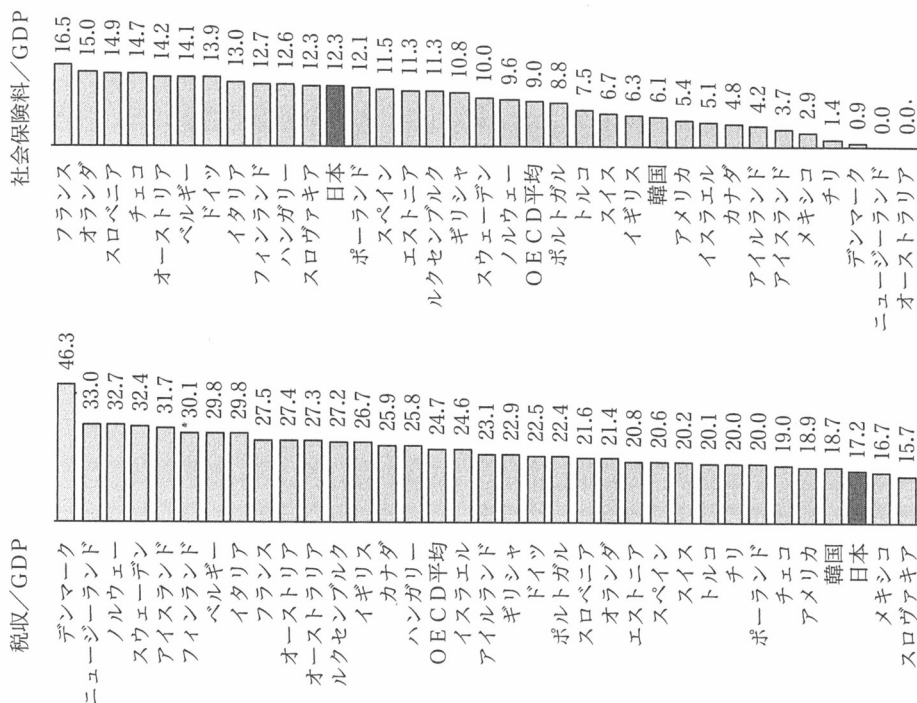
出所：OECD「Society at a Glance 2014」、117 ページ。
2012-13 年データ、単位：%

な社会保障財源がきちんと確保されていないことにある。

図2は、各国の税収と社会保険料収入の対GDP比を比較したものだが、日本の税収は34か国中32位で、最下位に近い。社会保険料では平均を若干上回っているが、日本がドイツと並んで、年金・医療・介護・失業の4分野のすべてを社会保険制度で対応している数少ない国の1つであることを考えると、必ずしも高い方であるとは言えない。このように、社会保障のために必要な税や社会保険料収入がきちんと確保されていないために、結果として財政赤字が発生することになっているのである。

こうすると、「ヨーロッパは消費税率が高いから税収が多いのだ」という反論が聞こえてくるかもしれない。しかし、こうした議論に対しては、眉につばをつけて見る必要がある。たしかに、日本の消費税に相当するヨーロッパの付加価値税の基本税率は日本より高い。ほとんどの国が20%台の税率であり(表1参照)、税率だけで比べ

図 2 税・社会保険料の対 GDP 比の国際比較



OECD データベース、2012 年データ、単位：%

ば、日本（8%）の2～3倍にもなっている。

しかし、だからといって、税収も2～3倍あるとは限らない。第一に、ヨーロッパでは基本税率は高くても、食料品など広範な商品・サービスに軽減税率が設定されており、税率ほどには付加価値税収は多くない。第二に、所得税など他の税収が日本より相対的に高いため、国・地方の税収全

体に占める付加価値税の比重は税率の高さほどには高くならない。

実際、ヨーロッパなどの国税・地方税の合計額に対する付加価値税の割合は、表1のように日本に比べて高くはない。税率が10%になれば、日本の方が上回ってしまう可能性が高いのである。

さらに、前述したように、日本では「社会保障の主要な財源には消費

税を充てる」ことが法定されており、制度的に「社会保障財源を消費税に頼る」仕組みになっている。しかし、ヨーロッパでは、このような制度を実施している国はない。

そもそも、ヨーロッパの付加価値税は、戦費調達のために創設された大型間接税が、戦後に形を変えて存続したという経緯があり、社会保障のた

表 1 主要国の付加価値税の税率と税収

	①国・地方税収合計	②付加価値税の税収	②/① (%)	付加価値税基本税率
日本 (億円)	957,082	216,688	22.6	8.0
イギリス (百万ポンド)	445,245	111,613	25.1	20.0
ドイツ (百万ユーロ)	622,020	192,230	30.9	19.0
フランス (百万ユーロ)	566,961	139,622	24.6	20.0
イタリア (百万ユーロ)	472,726	93,179	19.7	22.0
スウェーデン (百万クローナ)	1,300,913	327,861	25.2	25.0
デンマーク (百万クローネ)	863,197	181,791	21.1	25.0
カナダ (百万カナダドル)	431,767	31,220	7.2	5.0

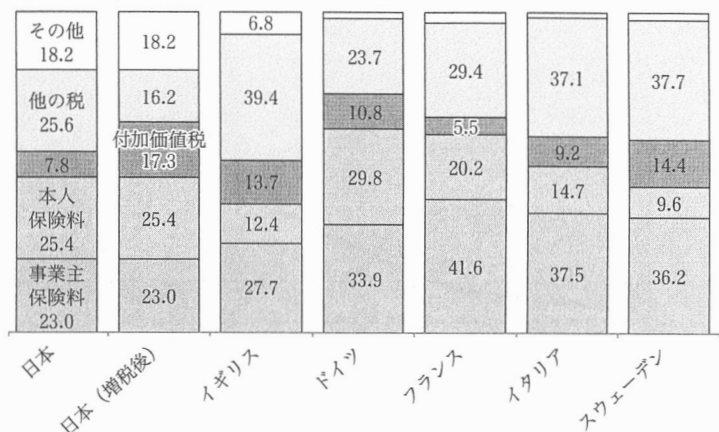
出所：日本以外は OECD 歳入統計、2012 年（カナダは 2010 年）、日本は 2015 年度予算税率は 2015 年 1 月現在、財務省ホームページによる。

めの財源として創設されたわけではない。スウェーデンでは、「国民からみて、付加価値税は所得税ほど透明ではない。国民は負担した付加価値税額を把握できないのに対して、所得税額は把握することができ、みえやすい。負担と給付の関係を明確にするためには、所得課税の方が社会保障の原資としては適当である」という意見が多いとも言われている（2004年、政府税制調査会海外調査報告）。

主に国が担うか地方自治体が担うかの制度的な違いはあれども、社会保障が最も多くの予算を必要とする政府の重要な仕事であるのは、ヨーロッパはもちろん、アメリカも含めて先進国では共通していることである。政府の中心的な仕事には、特定の税だけではなく、すべての税を財源とするのが当然である。こうした発想から、ヨーロッパのほとんどの国では、社会保障の財源を付加価値税などに限定せず、すべての税を財源としているのである。日本のように「社会保障の主要な財源には消費税を充てる」などと法律で定める国はきわめて異例と言わなければならない。

図3は、日本の消費税が「社会保障目的税」となっていることも計算に入れて、各国の社会保障財源の構成比を比較したものである。このグラフを見れば、ヨーロッパの社会保障が決して「消費税頼み」ではなく、社会保険料や付加価値税以外の税も財源となっていることがわかる。日本で消費税率が10%になれば、日本の消費税の比重は、ヨーロッパ諸国を超えてしまう。

図3 日本とヨーロッパ主要国の社会保障財源の比較（2012年）



社会保障給付の財源内訳の構成比、単位：％、2012暦年ベース（日本の社会保障費は予算年度ベース）
 社会保障財源の内訳は、ユーロスタット「社会保護費統計」、日本は「社会保障費用統計」による
 公費負担の税目別内訳は、OECD 歳入統計による
 日本の消費税の一部と、フランスの各税の一部が「社会保障目的」とされていることを考慮して計算
 「日本（増税後）」は、消費税率が10%になった場合を想定し、増税分を「社会保障目的」として計算
 日本の「その他」は、資産運用収入や積立金の取り崩しなどである。

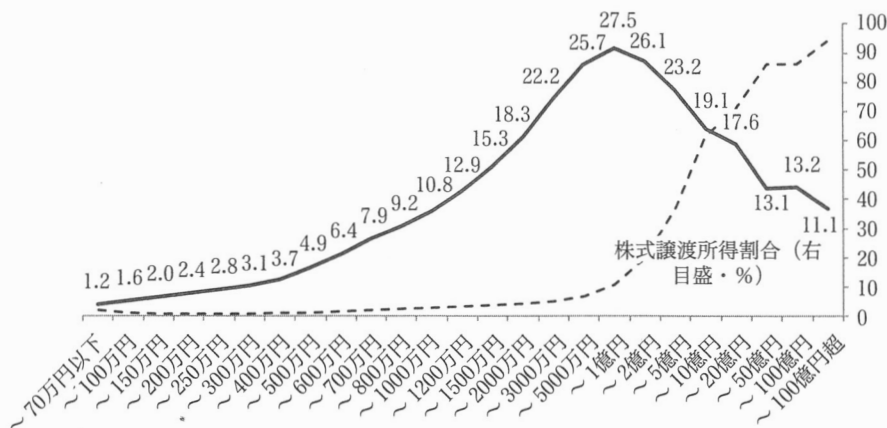
3 応能負担を基本とした税と社会保険料の改革

社会保障財源の確保のためには、歳出の無駄をなくすことも大事だが、それだけでは足りない。たとえば、軍事費は年間5兆円だが、これを何割か削ったとしても、社会保障財源にはとても足りない。社会保障財源の確保には、税や社会保険料などの歳入面の改革を避けて通れない。本稿では、紙数の関係もあり、歳入面に限って検討したい。

税制や社会保険料のあり方をめぐって重要なのは、「能力に応じた負担」の原則を徹底し、これに反する不公平な制度を改めることである。たとえば、所得税は5～45%（住民税と合わせて15～55%）の累進税率となっており、所得が高いほど負担率が高くなるはずである。ところが、実際の負担率は、図4のように、所得が1億円程度以上になると逆に下がってしまう。

別に、所得が1億円以上になると税率が下がる

図 4 申告納税者の所得階級別の所得税負担率



出所：国税庁「申告所得税の実態」2013年分。単位：%

制度があるわけではない。所得1億円以下の層では給与所得や事業所得が所得の多くを占めており、これらには累進税率が適用されるのに対して、高所得者では株式や土地の譲渡所得の比重が高く、こうした所得には累進税率が適用されないからである。図4には所得に占める株式譲渡所得の割合を示したが、高所得者ほど、この割合が高いことがわかる。2013年までは証券優遇税制が存在し、株式譲渡所得の税率が7%（住民税をあわせても10%）にすぎなかった。この結果、高額所得者の負担率が低くなったのである。

証券優遇税制は2013年で期限切れとなり、2014年からは税率が15%（住民税をあわせて20%）になった。しかし、表2のように、欧米に比べればまだまだ低く、日本は「株主天国」となっている。これを改め、配当については低額のものを除いて総合課税とし、株式譲渡所得も高額の部分には欧米並みに30%の税率を適用すべきである。

法人税についても、図5のように、資本金の大きな大企業ほど負担率が低くなっている。これは、さまざまな減税制度が存在し、大企業ほど多くの制度を利用できるからである。

大企業が利用している優遇税制の減税効果を計

算すると、表3のようになっている。このうち、主な制度について紹介しておこう。

●受取配当益金 不算入制度 法人税の課税ベースである法人所得は、「益金マイナス損金」として計算されるが、企業の利益のうち、国内の

他の企業から受け取った株式配当については、その全部または一部が益金に算入されず、その結果として非課税となる。多くの子会社を持つ企業や、トヨタ自動車のように溜め込んだ内部留保を株式運用している企業が、多くの恩恵を受けることになる。

●外国子会社配当益金不算入制度 08年度までは、外国企業から受け取った配当は「益金不算入」の対象とはならず、益金に含めて税額を計算したうえで、外国で払った税額を差し引く仕組みだった。09年度から制度が変わり、外国子会社からの配当については、外国で税金を払ったかどうかに関係なく、ほぼ非課税となる仕組みになった。海外進出している多国籍企業が多くの恩恵を受ける。トヨタ自動車は08～12年度の5年間、巨額の利益を上げながら法人税ゼロだったが、利益の多くが外国子会社からの配当だったためである。

●研究開発減税 売上に対する研究費の割合に応じて、研究費総額の8～10%相当額を法人税から差し引くなどの減税制度。自動車、電機、製薬、化学など、研究費の多い特定企業に減税が集中している。財務省の報告書によれば、2013年度の減税額は全体で6240億円だったが、わずか

表2 株式配当と株式譲渡所得への税率の国際比較

<配当>

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税率	源泉分離 20 % (国 15、地方 5) 総合課税 10 ~ 55 % (選択制、大口株 主は総合課税)	(国税) 0、15、20 % (州税) 4 ~ 8.82 % (市税) 2.55 ~ 3.4 % +税額の 14 % 付加税	(国税のみ) 10、32.5、 37.5 %	26.375 % (内訳) 所得税 : 25 % 連帯付加税 税額の 5.5 %	29.55 ~ 60.5 % (内訳) 所得税 14 ~ 45 % 社会保障関連税 15.5 %
その他	配当税額控除 (総 合課税の場合)		部分的インビ ュテーション方式		受取配当の 60 % を課税所得に算入

出所: 財務省ホームページ、2015 年 1 月現在

(注) アメリカの州税・市税の税率はニューヨーク市の場合

日本の配当税額控除は、所得税から配当の 5 ~ 10 %、住民税から 1.4 ~ 2.8 % を税額控除するもの
イギリスの部分的インビュテーション方式は、受取配当にその 1/9 を加えた額を課税所得に算入し、算出税額か
ら受取配当額の 1/9 を控除する

<株式譲渡所得>

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税率	源泉・申告分離 20 % (国 15、地方 5)	配当と同じ (1 年以下の短期保有 は割増し)	(国税のみ) 18、28 %	配当と同じ	配当と同じ
その他			低所得は非課税	低所得は非課税	保有期間に応じた 控除の適用後、他 の所得と合算

出所: 財務省ホームページ、2015 年 1 月現在

20 社だけでその半分以上を占めていた。減税額
トップの企業は 1201 億円。企業名は公表されて
いないが、トヨタ自動車であることは間違いない。
「研究を促進するため」という名目の税制だが、
実際には研究費を増やした場合だけでなく、減ら
した場合にも受けることができ、事実上、特定企
業への補助金という色彩が強い。

●連結納税制度 親会社と 100 % 出資の国内子
会社の所得を合算して法人税を計算する制度で、
2002 年度から導入された。黒字企業と赤字企業
の損益を相殺することによって減税効果が生じる。
トヨタ、日産、ホンダ、NTT など、多くの大企
業がこの制度を利用している。

以上のような大企業優遇税制を改めることで、
多くの財源を確保できる。安倍政権は「日本の法
人税率は海外に比べて高い」といって、今年から
さらに税率を引き下げたが、こうした減税を中止

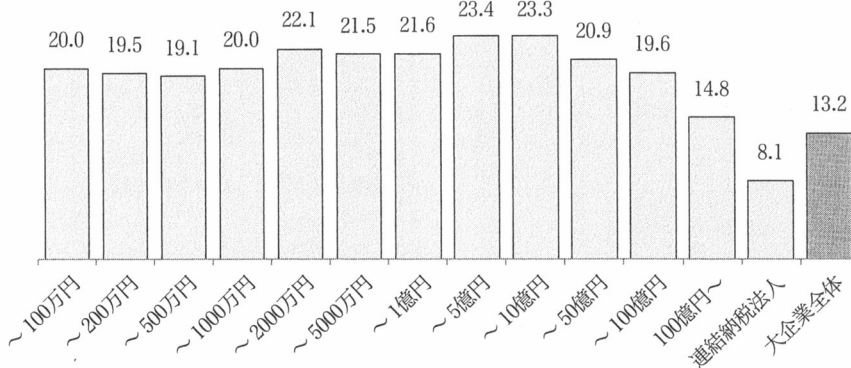
することでも、さらに財源が生まれることになる。

社会保障財源の半分近くを占める社会保険料を
どう確保するかも重要である。

厚生年金などの社会保険料は、報酬比例の料率
であり、所得税のような累進制にはなっていない。
そのうえ、基準となる標準報酬には頭打ちがある。
厚生年金の場合は月 62 万円で頭打ちとなってお
り、たとえ月給が 100 万円でも 1000 万円でも、
62 万円の人と保険料は同額である。この結果、
図 6 のように、高所得者ほど負担率が低くなっ
ている。

こうした仕組みについて、「能力に応じた負担」
を徹底する方向での見直しが必要である。たと
えば、厚生年金の標準報酬の上限を健康保険なみの
月 121 万円まで引き上げる、介護保険料や健康保
険の高齢者支援分については労働者本人のための
保険料というよりも税に近い性格があるものであ

図 5 資本金階級別の法人税実質負担率（2013 年度）



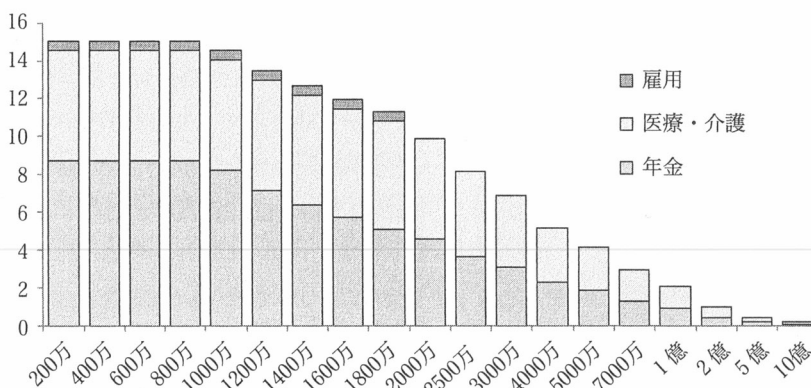
資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」（2013 年度分）により作成、単位：％
 復興特別法人税は含まれていない。大企業は、「資本金 10 億円以上＋連結納税法人」
 実質負担率＝税額控除後の法人税額／本来法人所得
 本来法人所得＝法人所得＋受取配当益金不算入等＋引当金等増加額＋連結によって相殺された所得

表 3 大企業優遇税制の減税効果

年度	2009	2010	2011	2012	2013
受取配当益金不算入	0.54	0.57	0.70	1.23	1.43
外国子会社配当益金不算入		0.33	0.50	0.58	0.91
外国税額控除	0.40	0.27	0.42	0.56	0.63
研究開発減税	0.01	0.33	0.29	0.35	0.57
引当金・特別償却・その他	0.14	0.14	0.05	0.13	0.19
連結納税の効果	0.63	0.54	0.59	0.42	0.53
合計	1.73	2.17	2.54	3.26	4.27

国税庁と財務省の統計データから筆者が推計、単位：兆円
 対象は資本金 10 億円以上の企業＋連結納税法人。国税の法人税への影響のみ計算（受取配当益金不算入や引当金などについては、他に法人住民税や法人事業税にも減税効果が及ぶ）

図 6 給与年収別の社会保険料負担率



東京都所在企業の給与年収 200 万～1800 万円の一般社員と、年間報酬 2000 万～10 億円の会社役員を想定
 厚生年金、協会健保（介護保険を含む）、雇用保険の保険料負担の対年収比を計算、単位：％
 賞与は年 2 回で、それぞれ月給の 1.5 か月分であると想定。保険料率は 2015 年 8 月現在の率を適用

り、所得税と同じように上限をなくす、本人負担分には一定の上限を設ける保険料についても、事業主負担分については上限を設けないなどが考えられる。これによって負担増となるのは、主に高給サラリーマンの多い大企業であり、中小企業への影響は少ない。

4 国民の所得を増やす経済改革

図 7 は、各国の名目 GDP の推移を示したもののだが、これを見ると、日本だけが経済成長が止まっていたことがわかる。前述した日本の税収や社会保

険料収入の少なさは、大企業や富裕層への減税だけでなく、経済の低迷による影響も大きい。欧米各国の成長率は、平均して毎年 2～4％となっている。日本でも 2％程度の成長が実現できれば、10 年間で 20 兆円の税収増が実現できる。さらに、社会保険料も安定的に増え、社会保障財源の確保に資することになる。

では、なぜ日本では長期にわたって経済成長がストップしたのか。最大の問題は、国民の所得が低迷し続けてきたことである。

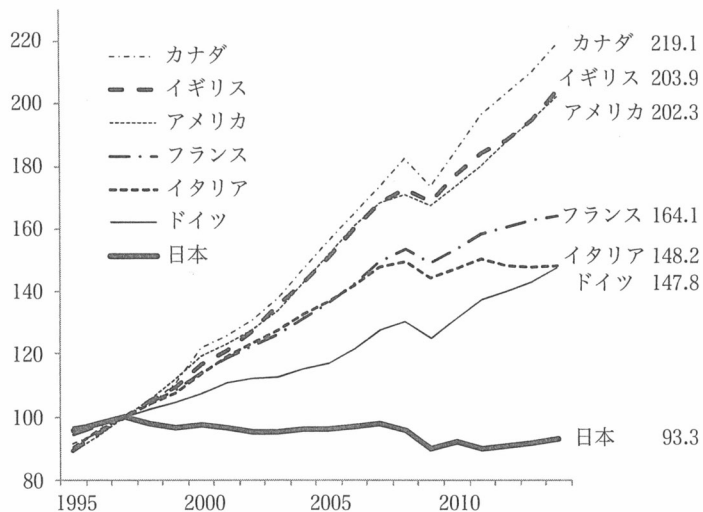
97年の消費税増税とアジア経済危機を受けて景気が悪化し、金融機関の破綻が相次ぐなど、日本経済が深刻な危機に陥った。これに対して大企業は賃金切り下げ、非正規雇用の拡大などによってコスト削減競争を進め、利益を確保しようとした。政府も派遣労働の拡大など労働分野の規制緩和によって大企業を応援した。この結果、2007年ころまでに大企業の利益は急増したが、

賃金は下がり続け、消費が伸び悩んだ結果、物価の下落が続いた。大企業の内部留保は急増したが、国内での新たな投資先を見いだせず、内部留保は設備投資にも回らず、膨大な余剰資金となっていった（図8）。

こうした経済の悪循環を打ち破り、安定的な経済成長を実現する鍵は、300兆円規模にまで膨れ上がった大企業の内部留保を賃上げなどによって国民経済に還流させ、国民の所得を増やすことである。

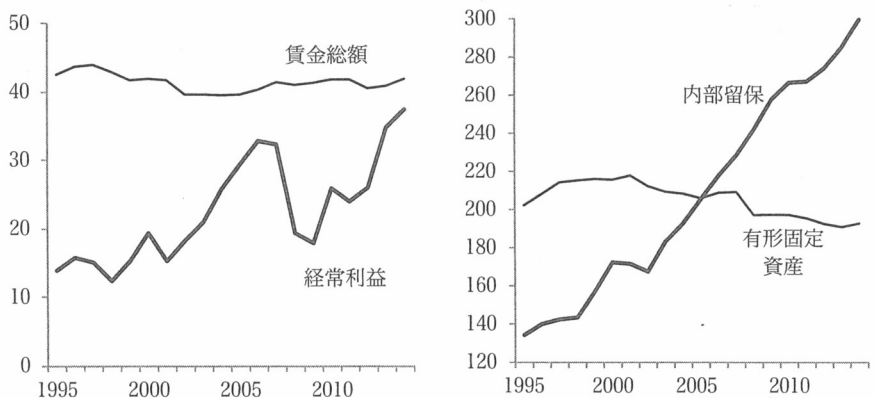
ところが、安倍政権の2年半で起こったことは、

図7 各国の名目 GDP の推移（97年＝100）



出所：OECD データベース、97年を100とした名目GDPの推移

図8 大企業の諸指標の推移



出所：財務省「法人企業統計」、資本金10億円以上の企業（金融・保険業を除く）、単位：兆円

まったく逆行することだった。円安と法人税減税によって、大企業の利益は急増し、内部留保はさらにふくれあがり、株価上昇で一部の株主には巨額の利益がもたらされた。しかし、賃金はわずかしかならず、消費税増税による物価上昇で、実質賃金はマイナスとなった。

表4は、この2年間に利益を増やした大企業のうち、14年度の連結経常利益が50億円以上の企業826社について、決算データを集計したものだ。連結経常利益は1.7倍近くに増え、税引き後の当期純利益は2倍になった。役員報酬は18%も増

表4 安倍政権の2年間で増益となった大企業の諸指標

2014年度の連結経常利益が50億円以上の大企業			985	社	
うち、2012年度に比べて増益となった企業			826	社	
連結経常利益	26.5 兆円→	44.3 兆円	67.0	%増	
連結当期純利益	13.9 兆円→	27.8 兆円	100.7	%増	
役員1人当り報酬額	3,198 万円→	3,786 万円	18.4	%増	
本社正規職員1人当り給与年収	671.7 万円→	701.1 万円	4.4	%増	
株主への配当	4.84 兆円→	7.16 兆円	47.9	%増	
（うち国内個人株主向け）	1.05 兆円→	1.37 兆円	30.4	%増	
（ 外国人株主向け）	1.54 兆円→	2.57 兆円	67.3	%増	

出所：各企業の有価証券報告書の数値を集計

を拡大する点でも、
 ②社会保障分野での
 新たな雇用と所得を
 もたらすという点で
 も、大きな効果を持
 つものである。財源
 不足を理由に社会保
 障を削減するのでは
 なく、社会保障の拡
 充で経済の好循環を
 つくりだし、それに

加したが、労働者の賃金はボーナスを含めても2年間で4.4%程度の増加にとどまっており、この2年間の物価上昇（帰属家賃を除く総合＝4.7%）を差し引いた実質ではマイナスとなっている。株主への配当は48%も増えたが、その多くは外国人投資家の利益となった。

これでは、いくら大企業の儲けは増えても、国民の所得増加につながらず、日本経済は良くならない。2014年度は多くの大企業が史上最高益を更新したが、経済全体はマイナス成長（実質成長率▲0.9%）だった。15年1～3月期は年率2.4%の高い伸びとなったことを受けて、政府は「4半世紀ぶりの良好な状態」などと称したが、4～6月期には再びマイナス成長に陥るなど、先行き不透明な状況が続いている。

「大企業を儲けさせれば経済は良くなる」という「アベノミクス」の破綻は明らかであり、その転換が求められている。具体的に必要なのは、「内部留保を活用して賃上げを」という労働者のたたかいを広げること、労働法制の改悪を許さず雇用のルールを確立すること、最低賃金の引上げなどの運動を進めることである。国民の購買力を奪い景気をさらに悪化させる消費税率10%への増税はきっぱり中止すべきである。

最後に、社会保障の改悪を許さず、逆に拡充をはかることは、①暮らしに安心をもたらして消費

よって財源の確保にもつなげるという攻勢的な政策運営が求められるということを強調しておきたい。

（かきうち あきら・日本共産党経済政策委員）